

野田市
在宅医療介護情報共有システム
利用手引書

野田市地域包括支援課

令和7年4月

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
1 情報共有システム利用の登録・・・・・・・・	P 4
2 情報共有システム利用登録の変更・修正・・・・・・・・	P 5
3 情報共有システム利用登録の削除・・・・・・・・	P 5
情報共有システム	
4 利用対象者（患者）部屋の作成・・・・・・・・	P 6
5 利用対象者（患者）部屋の変更・・・・・・・・	P 8
6 利用対象者（患者）部屋の終了・・・・・・・・	P 8

～ はじめに ～

【地域包括ケアシステムの構築について】

- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現することが重要です。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

【在宅医療・介護連携の推進】

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。
- 関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関との連携体制構築を推進していくことが求められています。

野田市在宅医療介護情報共有システムについて

野田市在宅医療介護情報共有システムについては、(株)カナミックネットワークが提供する情報共有システムを野田市医師会が導入し、運用していましたが、令和6年度から市が引き継ぎ、運用しています。

情報共有システムを通じて、多職種が多くの情報を共有して連携を進めることが期待されます。本手引書は、この「野田市在宅医療介護連携システム」を適切に利用できるような必要な事項を定めるものです。

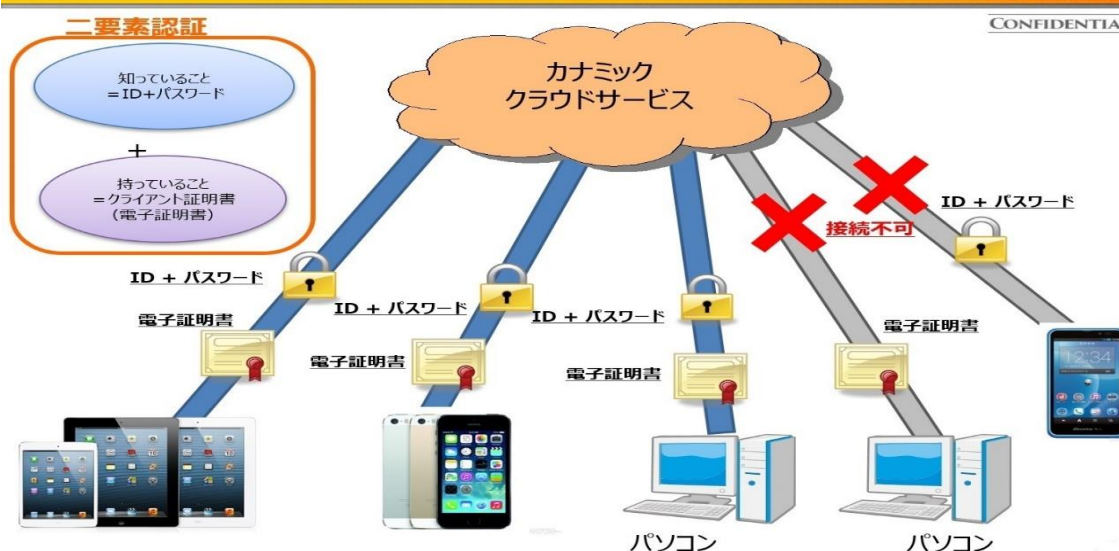
1. 電子証明書とは

「情報共有システムを利用する端末」であることを証明するプログラムのこと

二要素認証によるセキュリティ強化

KANAMIC
NETWORK

CONFIDENTIAL



2. 電子証明書インストールの目的

個人情報保護のため 2 種類のセキュリティを設けること（二要素認証）によりセキュリティを強化しています。

二要素認証によるセキュリティ強化



情報共有システムへの
ログイン ID・パスワード

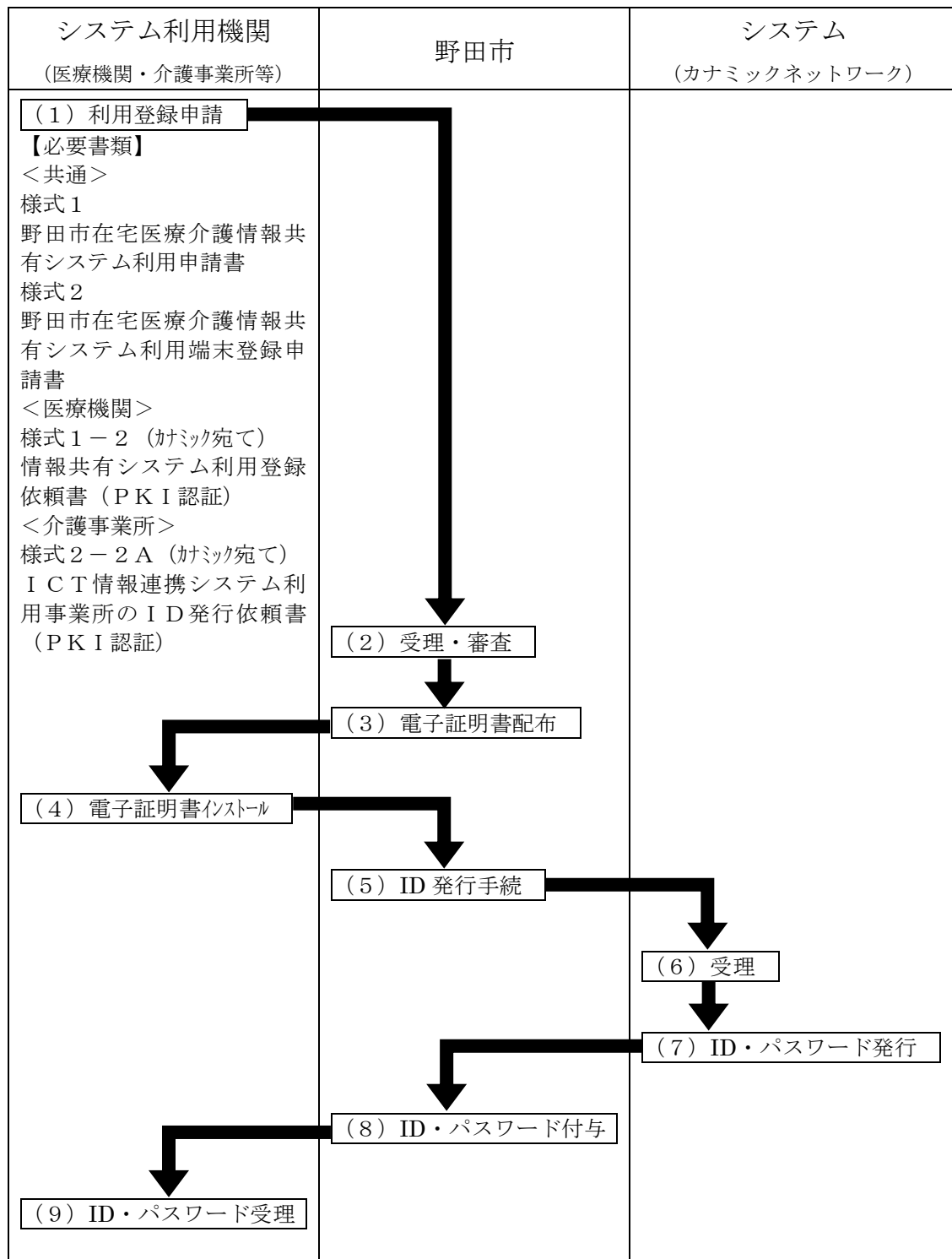


利用端末に電子証明書が
インストールされている

※野田市の運用では、全ての端末への電子証明書のインストールをお願いします。

1 情報共有システム利用の登録

システム利用機関より必要書類をご提出いただき、以下の手順で登録を行います。

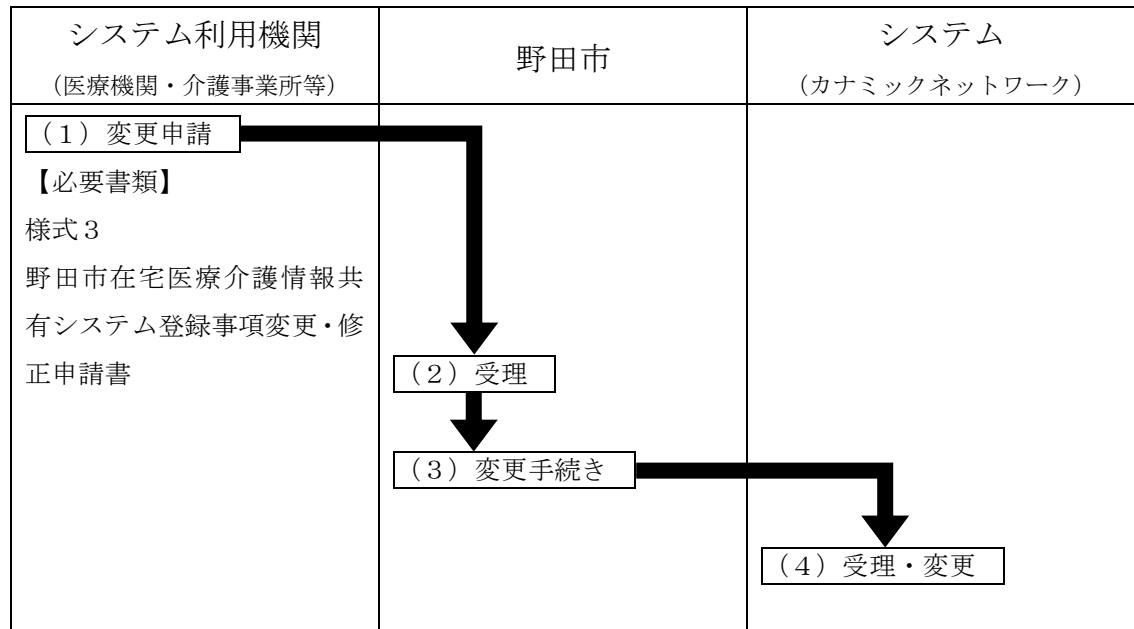


※情報共有システムを利用するためには、システム利用機関で使用するパソコン等に電子証明書をインストールする必要があります

※パソコン等の入替及び故障により、パソコン等が変わる場合は、再度、電子証明書のインストールが必要になります。

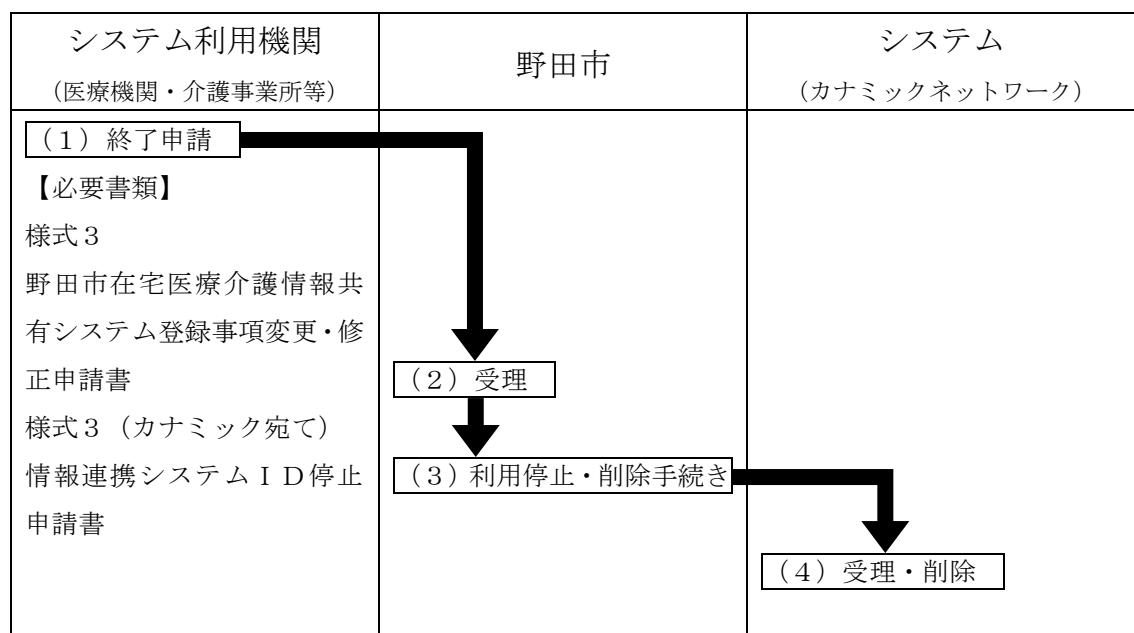
2 情報共有システム利用登録事項の変更・修正

システム利用機関の登録事項（名称、番号、所在地、管理者等）に変更や修正が生じた場合、システム利用機関より必要書類をご提出いただき、以下の手順で変更を行います。



3 情報共有システム利用登録の削除

システム利用機関の職員の退職・異動等に伴い、システムの利用が不要になった場合は、システム利用機関より必要書類をご提出いただき、以下の手順で削除を行います。



4 情報共有システム 利用対象者（患者）部屋の作成

事前に担当のケアマネジャー又は主治医が、本人に対しシステム利用について説明し、システム上で情報共有することに同意を得た上で、必要書類をご提出いただき、以下の手順で部屋作成を行います。

※ 本人に関する条件

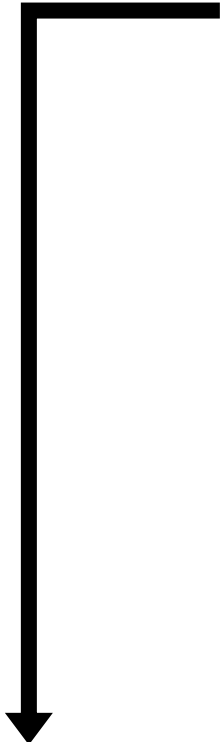
以下のいずれかに該当する者

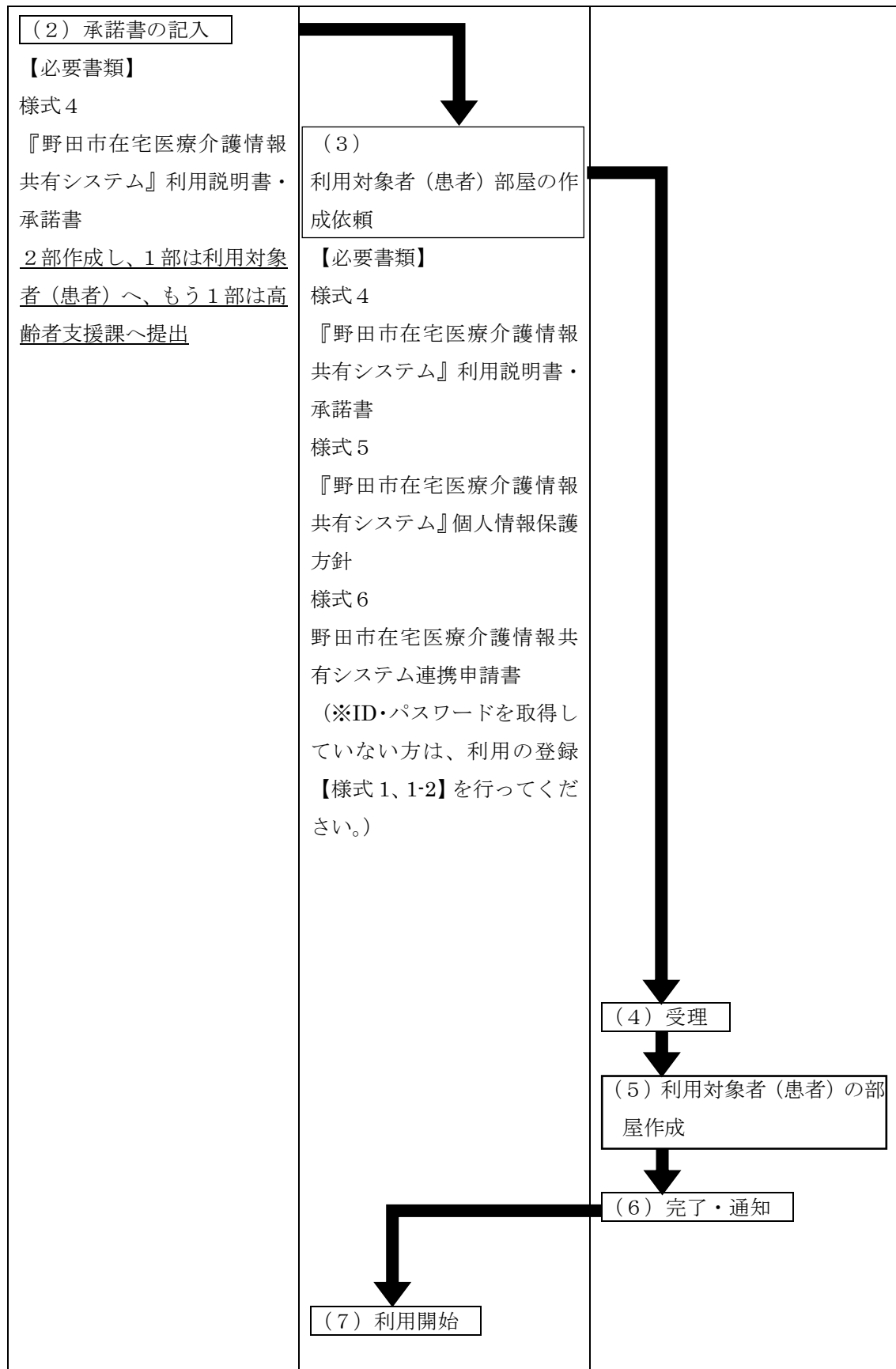
- ① 野田市の介護保険被保険者で事業対象者・要支援・要介護認定を受けている者
- ② 野田市に居住実態があり、医療及び介護サービスを利用している者
- ③ その他、市が必要と認める者

<注意>

※既に部屋があるかどうかの確認は、市へお問い合わせください。

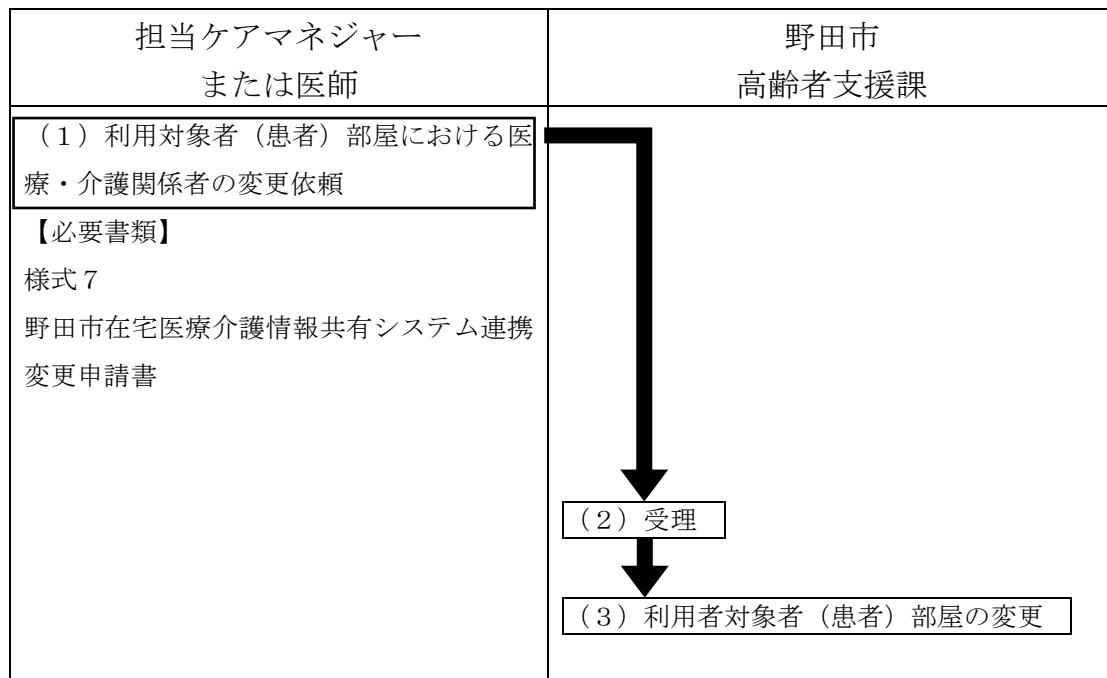
※原則、担当ケアマネジャーが申請書類を作成し、ケアマネジャーが関わっていない方のみ、主治医が申請書類を作成してください。

利用対象者（患者）	担当ケアマネジャー または医師	野田市 高齢者支援課
	(1) 利用者へシステムによる情報共有について説明	
	【必要書類】 様式4 『野田市在宅医療介護情報共有システム』利用説明書・承諾書 様式5 『野田市在宅医療介護情報共有システム』個人情報保護方針	



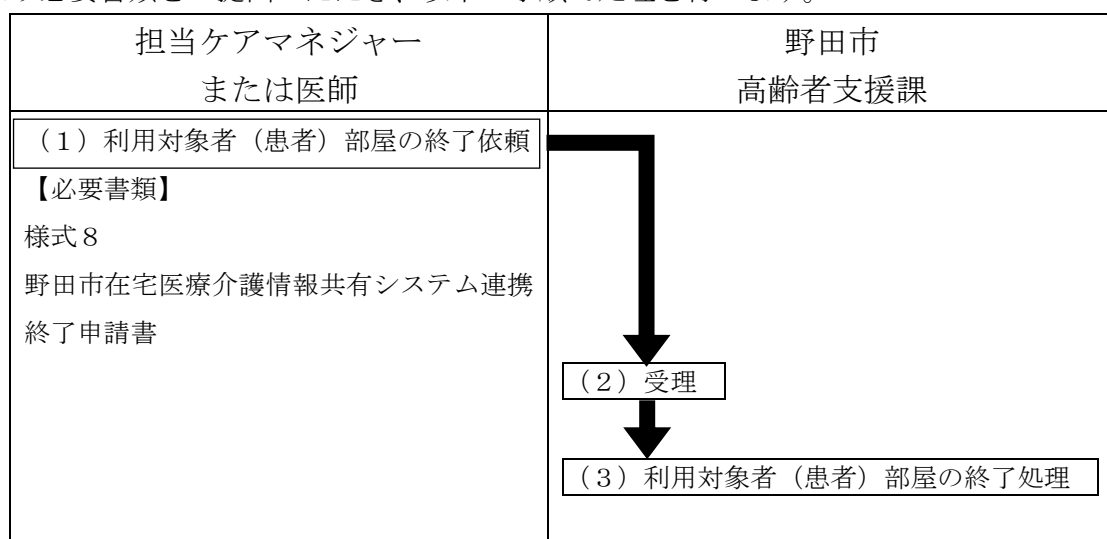
5 情報共有システム 利用対象者（患者）部屋の変更

利用対象者（患者）部屋における医療、介護関係者の変更を行う場合、担当のケアマネジャーまたは主治医より必要書類をご提出いただき、以下の手順で変更を行います。



6 情報共有システム 利用対象者（患者）部屋の終了

利用対象者（患者）部屋の終了処理を行う場合、担当のケアマネジャーまたは主治医より必要書類をご提出いただき、以下の手順で処理を行います。



<野田市様式>

- 様式 1 野田市在宅医療介護情報共有システム利用登録申請書
- 様式 2 野田市在宅医療介護情報共有システム利用端末登録申請書
- 様式 3 野田市在宅医療介護情報共有システム利用登録変更・修正申請書
- 様式 4 『野田市在宅医療介護情報共有システム』利用説明書・承諾書
- 様式 5 『野田市在宅医療介護情報共有システム』個人情報保護方針
- 様式 6 野田市在宅医療介護情報共有システム連携申請書
- 様式 7 野田市在宅医療介護情報共有システム連携変更申請書
- 様式 8 野田市在宅医療介護情報共有システム連携終了申請書

<カナミックネットワーク様式>

- 様式 1－2 情報共有システム利用登録申請書（PKI 認証）
- 様式 2－2 A ICT 情報連携システム利用事業所の ID 発行申請書（PKI 認証）
- 様式 3 情報連携システム ID 停止申請書